

## 第13節 特別の教科 道徳

### 第1 本指導実践事例の活用について

#### 1 作成の基本的な考え方

- (1) 中学校学習指導要領、埼玉県中学校教育課程編成要領、同指導・評価資料の趣旨を踏まえる。
- (2) 中学校学習指導要領における道徳科の目標は以下の通りである。

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。その中で、道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない道徳的価値に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意して指導することが求められる。

また、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動では、それぞれの目標に基づいて教育活動が行われる。これら各教科等で行われる道徳教育は、それぞれの特質に応じた計画によってなされるものであり、道徳的価値の全体にわたって行われるものではない。このことに留意し、道徳教育の要である道徳科の目標と特質を捉えることが大切である。

#### 2 指導計画作成の留意事項

道徳教育における指導計画とは、「道徳教育の全体計画」、「道徳科の年間指導計画」及び「道徳科学習指導案」をいう。各学校は道徳教育の充実を図るため、道徳科を道徳教育の要とした「道徳教育の全体計画」「道徳科の年間指導計画」を作成する。

指導計画の作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりである【編成要領（編 P152）参照】

- (1) 道徳教育の指導体制
- (2) 指導内容の重点化
- (3) 豊かな体験活動の充実といじめの防止・安全の確保
- (4) 家庭や地域社会との連携

#### 3 活用に当たっての配慮事項

- 本資料で取り上げた実践事例は、指導及び評価の一例である。本資料を参考にし、各学校の実態に応じて、指導方法等を工夫し、道徳科の特質を踏まえた指導を行っていただきたい。
- 本事例で扱っている教材は、埼玉県教育委員会作成「彩の国の道徳」から選択した。郷土に伝わる偉人の生き方や郷土に受け継がれる伝統文化、さらに情報モラル等の現代的な課題を取り扱った教材について「考え、議論する」ことを通して道徳教育の一層の充実に努めていただきたい。
- 「規律ある態度」については、全教育活動の中で取り組むものであるが、日々の道徳科等の授業においても、児童が達成できるようにお声がけいただきたい。